

波崎中継施設建設工事発注支援
業務委託仕様書

令和5年4月

鹿島地方事務組合

第1章 総 則

第1節 業務名称

波崎中継施設建設工事発注支援業務委託

第2節 業務の目的

本業務は、鹿島地方事務組合（以下「本組合」という。）が策定した可燃ごみ中継施設整備基本計画に基づき、波崎中継施設（以下「本施設」という。）建設工事に関する一連の事業を多様な観点から評価し、落札者を決定するための支援を行うことを目的とする。

第3節 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日

第4節 適用範囲

本委託仕様書は、本組合が実施する「波崎中継施設建設工事発注支援業務委託」に適用するものである。また本仕様書は、業務の遂行にあたっての基本的内容について定めるものであり、本業務受託者（以下「受託者」という。）は、本委託仕様書に定めのないものについて、業務遂行上必要と思われるものについては、本組合と協議のうえ受託者の責任において、すべて完備しなければならない。

第5節 法令等の遵守

受託者は、業務の履行にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などの廃棄物に関する最新の法令、規則、指針、マニュアルをはじめ、関係法令等を遵守しなければならない。

第6節 疑義の解決

受託者は、本仕様書の内容及び本仕様書に明示のないものについて疑義のあるとき、あるいは本業務を履行中に疑義を生じた場合は、すみやかに本組合と協議を行い本組合の意図を十分理解し業務を履行するものとし、業務等に支障が生じないようにしなければならない。

第7節 中立性の確保と秘密保持

受託者は、コンサルタントとしての中立性を確保するとともに、本業務の履行上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

第8節 関係官公署等との協議

受託者は、関係する官公署との協議を必要とするとき、又は、協議を求められた場合は、誠意を持ってこれにあたり、この内容を遅滞なく本組合に報告しなければならない。

また、本組合が官公署等との協議、委員会、協議会等の開催を必要とする場合、受託者は誠意をもって助言や資料作成の支援を行わなければならない。

第9節 業務内容の変更等

本仕様書の内容についての変更は認めないものとする。但し、本組合が必要と判断した場合、本組合と受託者による協議により、業務内容を変更する場合は、この限りではない。

また、成果品の中に本仕様書に適合しない箇所が発見された場合は、改善、変更、追加等を受託者の負担において行うものとする。

第10節 配置技術者

- (1) 受託者は、管理技術者及び照査技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者として技術士（衛生工学部門：廃棄物・資源循環，廃棄物管理，廃棄物管理計画及び廃棄物処理）、照査技術者として技術士（総合技術監理部門：衛生工学）、建築担当技術者として建築士法で定める設備設計1級建築士、電気担当技術者として技術士（電気電子部門）の資格者を配置しなければならない。兼務は認めない。

また、各技術者は、自社の社員であること。これらを証明する書類として、各技術者の資格証明書の写し及び受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係（契約締結時点で1年以上の雇用関係）が確認できる書類（健康保険被保険者証）の写しを提出すること。

第 1 1 節 技術者の交代

管理技術者及び担当技術者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更する場合には、その理由及び新たに配置する技術者が該当する資格要件を満たすことを証明する書類を本組合に提出し、承諾を受けること。

第 1 2 節 議事録及び報告書

受託者は、打ち合わせ及び協議のつど、その内容に対する議事録を作成し、本組合に提出しなければならない。

第 1 3 節 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うものであるが、本組合が所有し、貸出し可能な資料等はこれを貸与する。

借り受ける場合は、そのリストを作成の上、本組合に提出し、業務の完了とともに返却すること。

第 1 4 節 成果品の検査と納品

受託者は業務完了に際し、すみやかに業務完了検査願及び本委託仕様書に指定された提出図書一式を提出し、本組合検査員による業務完了検査を受けなければならない。検査合格後、業務完了届、成果品引渡し書を提出し、本委託業務の完了とする。

第 1 5 節 提出書類

受託者は、業務の着手に際し、本組合が定める次の書類を提出すること。

- (1) 委託契約書に定める書類
- (2) 業務着手届
- (3) 業務工程表
- (4) 業務体制表
- (5) 配置技術者届及び経歴書

受託者は、業務の完了に際し、次の書類を提出する。

- (1) 業務完了届
- (2) 成果物引渡し書
- (3) 請求書

第16節 成果品等

- | | |
|-------------------------------|----|
| (1) 波崎中継施設建設工事発注支援業務報告書 (A4版) | 3部 |
| (2) 上記原稿を納める電子媒体 | 1式 |
| (3) 打合せ議事録 (A4版) | 1式 |

第2章 特記仕様書

第1節 施設概要

波崎中継施設建設工事は広域波崎RDFセンターを大規模改修することにより、中継施設として整備する。計画施設の概要は以下の通りとする。

第1項 施設能力

- (1) 搬送能力：48 t/日
- (2) 貯留能力：2,000 m³

第2項 建設場所

神栖市波崎 9602 番地

第3項 敷地面積

約 10,000m²

第4項 処理対象ごみ

- (1) 家庭系可燃ごみ
台所ごみ (生ごみ) 等、特殊加工紙・紙くず等、家庭用廃食油、雑草・木くず等、プラスチック類
- (2) 事業系可燃ごみ

第5項 主要設備方式

- (1) 中継設備
コンパクト・コンテナ方式を基本とする。
- (2) 貯留施設
ピット方式を基本とする。

第6項 搬出入条件

- (1) 搬入日 年末年始4日の休みを除く週6日 (月～土)
- (2) 搬入時間 8:30～16:00 (昼休憩なし)
- (3) 搬送時間 8:30～15:00
- (4) 施設稼働時間 搬入時間及び搬送時間に合わせた運転時間とする。
- (5) 搬送距離 新可燃ごみ処理施設：新施設から 21.1 km (片道)

(6) 搬出入車両

1) 搬入車両

パッカー車：4 t

コンテナ車：脱着装置付コンテナ専用車

長さ 6,070mm×幅 2,140mm×高さ 2,470mm 最大積載量 5,500kg

平ボディ車、普通自動車

2) 搬出車両

波崎中継施設に設置する装置に合わせた車両とする。

第2節 見積用仕様書の作成と提案図書等の精査

事業費を把握するため見積用の仕様書を作成し、事業者より見積書及び提案図書の提出を受け、見積用仕様書との整合及び見積書と提案図書との整合も精査する。

第1項 見積用仕様書の作成

第2項 見積書及び提案図書の精査

事業者から提出された見積設計図書について比較検討を行う。

- (1) 見積用仕様書との整合
- (2) 見積書と提案図書の整合
- (3) 事業者からのヒアリング（必要に応じて）

第3節 事業費の算出

事業者から取得した見積書を元に本事業の事業費の算出を行う。

第4節 募集要項（入札説明書）の作成

第1項 募集要項（入札説明書）

- (1) 事業の概要
- (2) 事業実施の前提条件
- (3) 事業者の募集要項・
- (4) 選定手順

第2項 要求水準書の作成

見積用仕様書及び提案図書を基に要求水準書を作成するとともに、入札参加業者に工事内容をわかりやすくするための資料として、参考図面等の添付資料

を作成する。

第3項 落札者決定基準（案）の作成

事業者募集・選定方法等の検討結果を踏まえたうえで、事業者提案書の審査方法及び評価方法について検討し、事業者募集に必要な落札者選定基準書(案)を作成する。

第4項 様式集

事業者から提出を求める提案書の様式集を作成する。

第5節 参加資格要件の確認等（一次審査の支援）

参加資格要件の確認及び結果公表についての支援を行うこと。

第6節 提案図書等の審査支援（二次審査の支援）

- (1) 事業者からの提案図書等の審査及び審査資料の作成
- (2) 審査委員会から求められた場合の必要な対応

第7節 優先交渉者決定の公表支援

優先交渉者決定を公表するための資料作成の支援を行う。

第8節 審査委員会の運営支援

本組合では事業者の選定に関して、優先交渉者決定までを委員会の評価を踏まえて行うことから、審査委員会の運営に関する支援を行うこととする。なお、委員会は3回の開催を予定する。

- (1) 審査委員会用の資料作成
- (2) 審査委員への事前説明
- (3) 委員会への出席（資料説明・質問への対応等）
- (4) 議事録の作成

以上